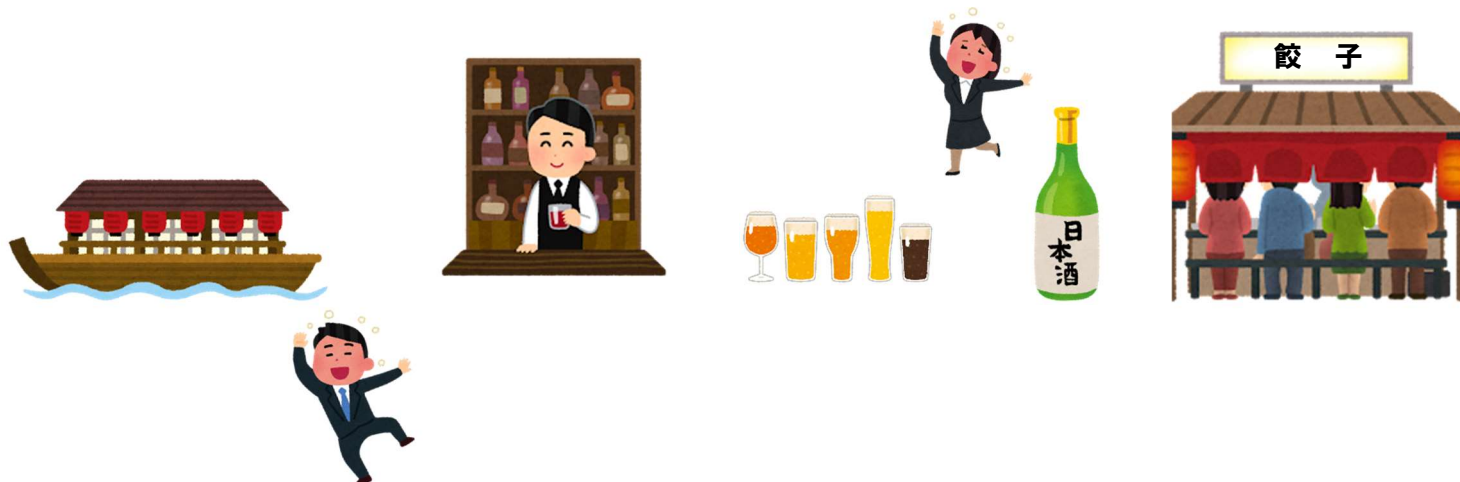


令和5年度

ナイトタイムエコノミー補助金のご案内



中心市街地の「ナイトタイム」をもっと楽しく！
宇都宮市ならではの夜を彩る「新たなコンテンツ」の創出
につながる事業を実施する方を応援します！！

募集期間 (※ 予算がなくなり次第終了)	補助額 (補助率：1／2)
(一次募集) 令和5年7月3日～7月31日	上限額100万円
(二次募集) 令和5年8月1日～8月31日	

宇都宮市 経済部 観光交流課

1. 補助の目的

ナイトタイムエコノミーの活性化を推進するための本市ならではのコンテンツ創出に支援をすることで、MICEの開催など来訪者増加の好機を捉えた、「消費拡大」や「滞在時間の延長」による中心市街地の活性化を図るもの

2. 対象となる事業

MICE参加者などの来訪者を対象とした本市ならではのナイトタイムコンテンツであり、ナイトタイム(概ね18時～翌朝6時まで)において、市内外からの集客が期待できる事業で、本事業終了後も継続的な実施が見込まれるものであること

【補助対象事業の要件】

- ・ 令和5年9月～11月に実施する事業であること
- ・ 新規事業又は既存事業を拡充するものであること
- ・ 概ね18時～翌朝6時までに実施される事業であること
- ・ 市内外からの集客が見込める事業であること
- ・ 本事業終了後も継続的な実施が見込まれるもの
- ・ 申請事業について、HPやSNS、チラシ等で積極的な情報発信を行うこと
- ・ アンケートなどで、申請事業の評価や参加者の属性等を把握すること
- ・ 夜間の治安維持など、安全性が十分に考慮された事業であること
- ・ 補助回数は、1法人・団体につき1回のみとする

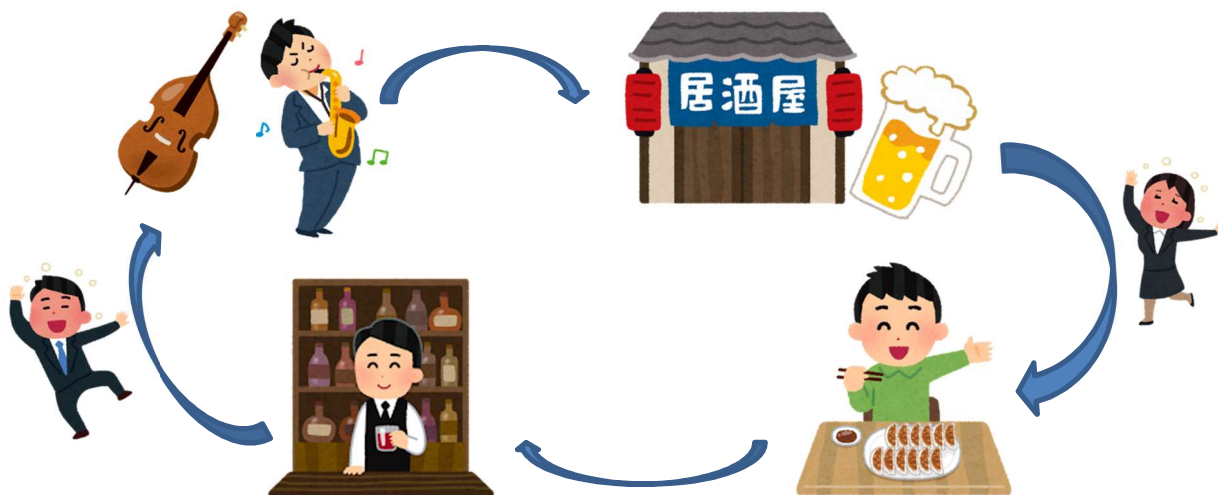
【補助対象エリア】

中心市街地の飲食店や宿泊施設が集積するエリア

【補助対象事例】

例1) 飲みあるきイベント

「餃子店」「ジャズライブハウス」「カクテルバー」などを周遊できるイベント



例2) ナイトフェス

ライブ、夏祭りをイメージした地ビールや地酒、餃子などの飲食ブースを展開するイベントを複数日開催



例3) 屋形船クルーズ 等

地域資源の夜間活用として、ミニクルーズを企画し、複数回実施



▲対象とならない事業

- (1)宗教、政治、選挙活動が含まれる事業、公共の福祉に反する事業
- (2)行政庁等の許可・認可等が必要な場合に、当該許可・認可等を受けられる見込みがない事業
- (3)当該年度において、国・県・市などの補助金等の交付を受ける事業
- (4)その他市長が適当でないと認める事業

3. 補助対象者

市内に事業所を有する法人又は団体など ※詳細は要綱を確認

4. 補助金額 ※千円未満の端数は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする

【上 限 額】 100万円

【補 助 率】 補助対象経費の2分の1以内

5. 審査方法

交付申請書や事業計画書に基づく審査委員会による審査

下記に掲げる項目ごとに審査を行います。 ※審査当日の申請者の出席は不要です。

項 目	審査の視点
(1)具体性・実現性	<ul style="list-style-type: none">・内容、スケジュールなどに具体性があり、実現可能性の高い事業か・夜の時間帯(概ね18時～翌朝6時まで)に実施される事業であるか・夜間の治安維持など、安全性が十分に考慮された事業であるか
(2)継続性	<ul style="list-style-type: none">・継続性や発展性が期待できる事業か・経済的な自立(次年度以降、補助金等の支援なく、事業を実施することが可能か)に向けた工夫が施された事業か
(3)宇都宮市ならではのナイトタイムコンテンツの創出	<ul style="list-style-type: none">・宇都宮市の地域資源(観光、自然、文化、食材等)を活用した魅力あるナイトタイムコンテンツの創出が図れる事業かどうか
(4)消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none">・イベント参加者の増加や参加者の消費喚起につながる工夫をしているか・地域や周辺エリアへの波及効果(宿泊者の増加、周遊性向上、消費促進等)が見込める事業であるかどうか・市内外の来訪者を集客させる工夫をしているか
(5)妥当性	<ul style="list-style-type: none">・費用対効果が十分に期待され、収支予算が適切か

6. 補助対象経費

下記の経費を補助対象経費とする

補助対象経費	内 訳
報償費	事業を行うために必要な専門家等（専門家や講師）に対する謝金
需用費	消耗品費，印刷製本費
役務費	通信運搬費，広告料，手数料
委託料	事務，事業等に直接実施するよりは，他者に委託して実施する方が効率的なものについて，委託するための必要な経費
使用料及び賃借料	自動車借上料，会場借上料，O A 機器借上料，その他の機材等の借上料
備品購入費	主として事業の執行に要する備品の購入に要する経費，衛生用備品の購入に要する経費 ※対象不可事例：タブレットやパソコン等の本事業以外でも使用することが想定される汎用性の高い備品
その他	その他市長が必要と認める経費

▲対象とならない経費

- (1) 事業の目的と無関係な経費
- (2) 経常的な団体運営に係る経費
- (3) 飲食物の食材費
- (4) 試作開発にかかる経費
- (5) 施設整備・修繕費
- (6) 人件費
- (7) 割引額に相当する売り上げへの補填
- (8) 領収書がない等，用途が不明な経費
- (9) その他市長が適切でないと認めたもの

7. 事業の流れ

① 交付申請 ※ 事業実施前に申請してください。

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 交付を受けようとする事業の事業計画書
- ・ 交付を受けようとする事業の収支予算書
- ・ 交付を受けようとする事業に係る経費の見積書
- ・ 事業を実施する際に賃貸借契約が必要な場合は、賃貸契約書の写し
- ・ 法人の場合はその法人の登記事項証明書
- ・ 申請者の市税完納証明書

※ 補助金の活用を希望する場合は、必ず事前にご連絡のうえ提出してください。

審査（審査委員会による審査）

② 補助金交付決定 ※ 交付決定通知書を送付します。

③ 事業実施

- ※ 交付決定された内容に従い、事業を実施してください。
- ※ 事業内容を変更したいときは、予め「変更等申請書」の提出が必要です。
- ※ 変更内容によっては補助金を交付できない場合もあるため、必ず事前にご相談ください。

④ 事業実施後、関係書類の提出

- ・ 実績報告書
- ・ 事業報告書
- ・ 事業収支決算書
- ・ 当該補助対象事業の経費に係る領収書の写し
- ・ 実施状況が確認できる案内チラシや写真等
- ・ アンケート等調査結果の写し等

⑤ 補助金の交付請求

- ・ 補助金等交付請求書
- ・ 補助金交付決定通知書の写し
- ・ 口座振込依頼書及び振込先通帳の写し

⑥ 補助金の交付

8. 申請方法

(1) 受付期間

(一次募集)

受付開始：令和5年7月3日

募集締切：令和5年7月31日

交付決定：令和5年8月上旬（予定）

(二次募集)

受付開始：令和5年8月1日

募集締切：令和5年8月31日

交付決定：令和5年9月上旬（予定）

※ 予算がなくなり次第終了します。

※ 受付時に事業内容をお尋ねしますので、必ず事前にご相談のうえ提出してください。

(2) 提出物（様式は市のホームページに掲載しています。）

①補助金等交付申請書

②交付を受けようとする事業の事業計画書

③交付を受けようとする事業の収支予算書

④交付を受けようとする事業に係る経費の見積書

⑤事業を実施する際に賃貸借契約が必要な場合は、賃貸契約書の写し及び借主の施工同意書の写し

⑥法人の場合はその法人の登記事項証明書

⑦申請者の市税完納証明書

9. 事業実施における留意点

- (1) 事業の実施に当たり、本制度の要綱や募集要項、関係法令及び会場の使用条件等の規定を遵守してください。
- (2) 安全で安心な事業運営のため、イベント開催時には、会場内を定期的に見回るなど、安全の管理・確保を行ってください。なお、可能な限り警備員を配置するよう努めてください。
- (3) チラシやホームページ等に、主催者の電話番号などの連絡先を記載し、各種問い合わせや緊急時に対応できる体制を整えてください。

10. 申請受付・問い合わせ先

〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5

宇都宮市 経済部 観光交流課 観光企画グループ

受付時間：平日 8時30分～17時15分

TEL：028-632-2437 FAX：028-632-5420

MAIL：kanko@city.utsunomiya.tochigi.jp

10. Q&A

1 対象事業について

Q. 対象事業にならないものはどんな事業ですか？

A. 以下の事業は対象としません

- ・ 市などから財政的支援を受けている又は、申請しているもの
- ・ 趣味的活動を目的とするもの
- ・ 物品等の購入・配布・設置を主たる目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの など

Q. 「新規事業又は既存事業を拡充するもの」とは、ゼロからスタートする事業・活動を指しますか？

A. 新規の事業・活動・イベントのほか、既存の活動などに更なる夜の集客が見込まれる「新たな企画」を加えるなど、活動等の内容をリニューアルするものも含まれます。

Q. 補助回数は1回ですが、複数回イベントを実施してもよいですか？

A. 問題ありません。

Q. 18時より早く開始するイベント等でも対象になりますか？

A. 基本は18時～翌朝6時までの間に、事業を開始し終了するものを想定しておりますが、本事業の趣旨を鑑み、事業の大部分が当該時間帯に含まれている場合は対象となります。

【事例】

17時～21時のイベント ⇒ 対象

11時～19時のイベント ⇒ 対象外

2 対象経費について

Q. 備品の対象はどのようなものですか？

A. 申請する活動に直接必要な機材・備品で、新規であり、その備品がなければ活動・事業が成り立たないものとしします。

※ ただし、汎用性が極めて高いもの（パソコン、タブレット、コピー機等）は対象外です。

Q. 商品券やクーポン券作成は補助対象となりますか？

A. 商品券やクーポン券の印刷代は補助対象となりますが、当該券面額の補填額は補助対象となりません。

3 その他

Q. 実績報告会などはありますか？

A. 実績報告会は、予定しておりません。

ただし、実績報告書の提出は必須となります。また、当該事業をホームページ等で紹介させていただく可能性があるため、事業に興味をもった団体等に、内容等を紹介させていただく場合があります。

Q. イベント等が荒天等により中止した場合、補助金はどうなりますか？

A. 荒天や災害等で中止となった時点までに要した経費は補助の対象となります。

Q. 補助金額より多くの事業費がかかった場合の処理はどのようにすればよいですか？

A. 収支計画より多くの事業費がかかった場合においても、交付決定後の補助金額を増やすことはできません。自己資金での対応をお願いいたします。